

## 「川崎市職員メンタルヘルス対策基本方針」等を策定しました！

川崎市では、平成17年4月に「川崎市職員メンタルヘルス対策基本方針」を策定し、本市職員が心身ともに健康でその能力を十分発揮できるようにするため、メンタルヘルス対策に取り組んでいます。

このたび、「川崎市職員人財ビジョン」との連動を図るため、当該方針を改定し、令和8年度から令和19年度までの12年間を取組期間とする「川崎市職員メンタルヘルス対策基本方針」を改めて策定しましたので公表いたします。

また、当該方針に基づき具体的な取組を位置づけた、「川崎市職員メンタルヘルス対策第1期実施計画」（取組期間：令和8年度から令和11年度まで）を策定しましたので併せて公表いたします。

### 1 「川崎市職員メンタルヘルス対策基本方針」の主なポイント

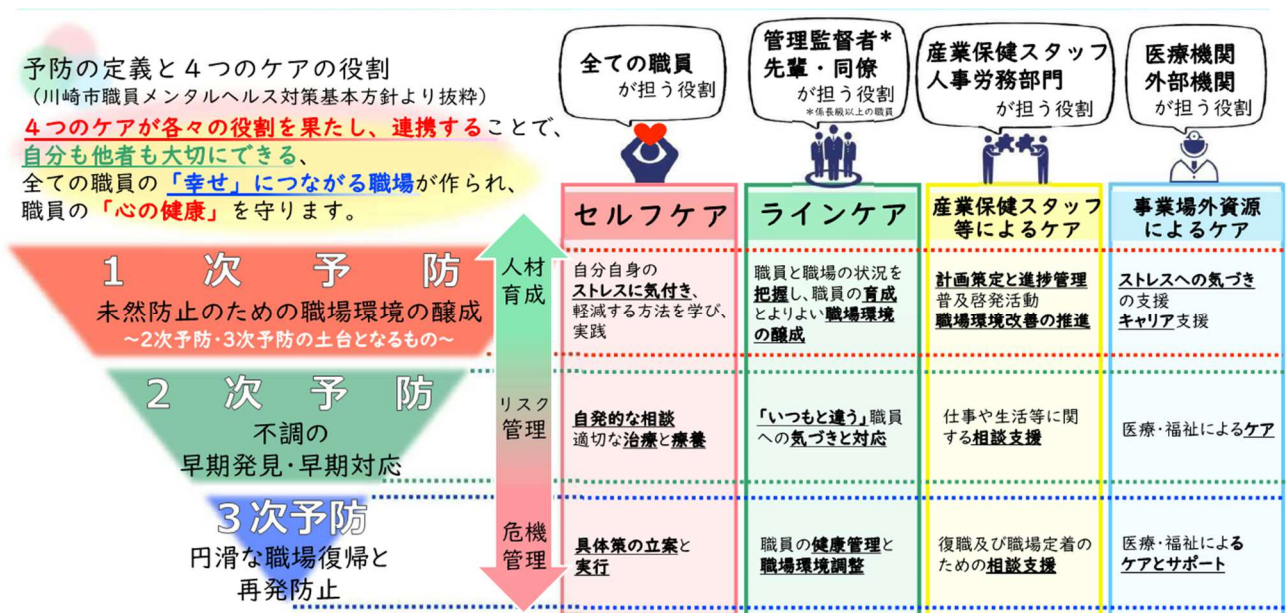
・1次予防から3次予防における4つのケア（セルフケア、上司等が担うラインケア、産業保健スタッフ等によるケア、医療機関等が担うケア）が連携することで、職員の心の健康を守ります。

### 2 「川崎市職員メンタルヘルス対策第1期実施計画」の主なポイント

・メンタルヘルス不調による令和6年度の長期療養者数は、平成29年度の約1.9倍となり、特に若年層職員の割合が増加（平成29年度：0.64%→令和6年度：2.45%）しています。

・若年層職員を中心とした1次予防（※）対策を強化し、職員の職場不適応を防ぐため、日常的にディスカッションが行われる組織文化を定着させ、すべての職員が安心して「対話」できる職場環境の醸成を目指します。

※1次予防対策とは、メンタルヘルス不調の未然防止のための職場環境の醸成や、身体・精神症状が現れる前の段階での取組を指します。



### 3 公表

(1) 「川崎市職員メンタルヘルス対策基本方針」

(2) 「川崎市職員メンタルヘルス対策第1期実施計画」

(URL : <https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000186472.html> )

市ホームページ



#### 問合せ先

川崎市総務企画局人事部労務厚生課 杉田

電話 044 - 200 - 3111

内線 22302